「越前おおの里の恵み」認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「越前おおの里の恵み」認証制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、緑豊かな自然、清らかな水に育まれた越前おおのの農林産物のブランド化の推進及び付加価値の向上を図り、農林業者の生産意欲の高揚と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 越前おおの 大野市全域をいう。
 - (2) 生産者 農林産物を生産する個人、法人又は組織をいう。
 - (3) 農林産物 大野市内で生産された農林産物をいう。
 - (4) 有機 J A S 認定 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に定められた基準に基づき登録された認定機関の審査を受け、有機 J A S 規格として認定されたものをいう。
 - (5) 福井県特別栽培農産物認証 国が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、福井県が定めた基準による審査を受け、福井県特別栽培農産物として認証されたものをいう。
 - (6) 認証生産者 農林産物が「越前おおの里の恵み」として認証された生産者をいう。

(対象農林産物)

- 第3条 「越前おおの里の恵み」の認証(以下「恵みの認証」という。)の申請ができる農林産物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 有機JAS認定を取得した圃場で栽培された有機農林産物
 - (2) 福井県特別栽培農産物認証を取得した農林産物

(申請)

第4条 恵みの認証を申請しようとする生産者は、「越前おおの里の恵み」認証申請書(様式第1号)に、圃場位置図その他必要な書類を添付し、一般財団法人越前おおの農林樂舎(以下「樂舎」という。)に提出しなければならない。

(審査及び決定)

- 第5条 樂舎は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容について、書類の閲覧、現地の目視及び聴取りなどにより調査・確認するものとする。
- 2 樂舎は、前項の調査・確認の結果、前条の申請内容が第3条の規定に適合する と認めるときは恵みの認証を決定し、申請者に「越前おおの里の恵み」認証書(様 式第2号。以下「認証書」という。)を交付するものとする。
- 3 樂舎は、前条の申請内容が第3条の規定に適合しないと判断するときは、その理由を付して、恵みの認証をしない旨を申請者に通知するものとする。
- 4 樂舎は、前2項の規定により認証を決定し、又は認証をしないときは、別に定める審査会の意見を聴くものとする。

(登録内容等の公表)

第6条 樂舎は、認証生産者を登録するとともに、QRコードを付与し、登録内容 及びこの制度の概要などに関する情報を樂舎ホームページ等で公表するものとす る。

(恵み認証マークの表示)

- 第7条 認証生産者は、「越前おおの里の恵み」認証マーク(以下「恵み認証マーク」 という。)を使用することができるものとする。
- 2 恵み認証マークの表示は、前条において付与されたQRコードを列記し、農林 産物の種類ごとに、シールの貼付又は包装・容器に直接印刷により行うものとす る。
- 3 恵み認証マークの仕様は、別に定める。
- 4 恵み認証マークの表示は、農林産物以外にしてはならない。
- 5 認証生産者は、恵み認証マークを印刷するときは、あらかじめ樂舎に「越前おおの里の恵み」認証マーク印刷承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 6 樂舎は、前項の申請書を審査し、適当と認める場合は「越前おおの里の恵み」 認証マーク印刷承認書(様式第4号)を交付するものとする。
- 7 恵み認証マークの表示に要する経費は、認証生産者の負担とする。
- 8 樂舎は、恵み認証マークの表示が不適当であると判断したときは、恵みの認証を取り消すとともに恵み認証マークの表示の中止を命ずるものとする。
- 9 樂舎は、恵み認証マークを使用したシール等を作成し、認証生産者に有償で提

供することができる。

(有効期間)

第8条 恵みの認証の有効期間は、認証書の交付の日から起算して1年とする。

(実績報告)

第9条 認証生産者は、恵みの認証をされた日を含む年度の3月末及び恵みの認証 の有効期間が終了した日の翌月末までに「越前おおの里の恵み」実績報告書(様 式第5号)を提出しなければならない。ただし、恵みの認証をされた日を含む年 度の3月末の翌日以降、有効期間終了の日までに出荷等の実績がない場合は、「越 前おおの里の恵み」実績報告書の提出を免除することができる。

(変更)

- 第10条 認証生産者は、恵みの認証の内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、「越前おおの里の恵み」認証事項変更承認申請書(様式第6号)により遅滞なく樂舎に申請しなければならない。
 - (1) 認証生産者の名称又は代表者の氏名に変更が生じたとき。
 - (2) 第3条の規定の内容に変更が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、樂舎が必要と認める事項が生じたとき。
- 2 樂舎は、前項の報告書を審査し、変更する場合は、「越前おおの里の恵み」認証 事項変更通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(調査及び改善の指示)

- 第11条 樂舎は、必要と認めるときは、恵みの認証内容の状況確認、認証生産者 の施設等への立入りその他の調査をすることができる。
- 2 樂舎は、前条第1項の申請又は前項の調査において、認証生産者に改善の必要 があると認められるときは、必要な指示を行うものとする。

(取消し)

- 第12条 樂舎は、第7条第8項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、恵みの認証を取り消すものとする。ただし、認証生産者の責めに帰さない理由による場合は、この限りでない。
 - (1) 虚偽の申請により恵みの認証を受けたとき。
 - (2) 第10条第1項に規定する手続を経ずに、恵みの認証の内容を変更したとき。
 - (3) 前条第2項に基づく指示に従わないとき。
 - (4) 農林産物の生産等を中止したとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、制度の運用に重大な支障を来す行為又は制度の 信用を著しく侵害する行為があったとき。
- 2 樂舎は、前項の規定により恵みの認証を取り消す場合は、「越前おおの里の恵み」 認証事項取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された認証生産者は、直ちに使用を中止し、 使用物の回収及び撤去を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により認証を取り消す場合において、第5条第4項の規定を準備する。

(保管)

第13条 認証生産者は、認証書を適正に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは遅滞なく樂舎に届け出て、認証書の再交付を受けるものとする。

(認証生産者の責務)

- 第14条 認証生産者は、農林産物の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じた ときは、直ちに樂舎に報告するとともに、事故等の解決を図るため誠意をもって 必要な措置を講じ、自ら責任を持って問題の解決に当たるものとする。
- 2 認証生産者は、樂舎がこの要綱の実施のために必要な報告を求め、又は現地調査を行うときは、これに協力するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

「越前おおの里の恵み」認証申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 越前おおの農林樂舎 理事長 下河 育太 様

申請者 住所氏名電話番号

「越前おおの里の恵み」認証制度実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

品目名	取得の認証区分	認証年月日	認証番号	備考
	1 有機JAS認証			
	2 県特別栽培			
	 認証区分① 			
	 認証区分② 			
	 認証区分③ 			
	認証区分④			
	1 有機 J A S 認証			
	2 県特別栽培			
	 認証区分① 			
	 認証区分② 			
	 認証区分③ 			
	 認証区分④ 			
	1 有機JAS認証			
	2 県特別栽培			
	認証区分①			
	認証区分②			
	認証区分③			
	認証区分④			
	1 有機JAS認証			
	2 県特別栽培			
	 認証区分① 			
	 認証区分② 			
	· 認証区分③			
	 認証区分④ 			

添付書類

- ・申請する農産物の生産履歴の写し
- ・有機JAS確認証・福井県特別栽培農産物認証書の写し
- 圃場位置図

「越前おおの里の恵み」認証マーク印刷承認申請書

				平 成	年	月	日
一般財団法人	越前	おおの農林	×樂舎				
理事長	下 河	育 太	様				

 申請者
 住所

 氏名
 ⑩

 電話番号

「越前おおの里の恵み」認証制度実施要綱第7条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

認証番号	認証第	号	認証年月日	
品 目 名				
	印品	间図案(位	Z置、マークサイズ)	

「越前おおの里の恵み」実績報告書

平成 年 月 日

一般財団法人 越前おおの農林樂舎 理事長 下河 育太 様

住 所

氏 名

(EII)

電話番号

平成 年 月 日付けで認証された農林産物について、「越前おおの里の恵み」認証制度実施要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

生産者名	品目	認証	認証日				
		認証第	号	平成	年	月	日

	出荷	形態別出荷・販売数量								認証マーク (シール等)	出荷·販売先		
	期間月日		出荷規格									使用枚数 (枚)	
	~ 月日	バラ	バラ① 束 ② 袋 ③ 箱 ④ その他⑤							①~⑤の 計	(会社·店名 ·住所)		
		Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱	Kg/箱		
実													
績	出荷販売												
	田何販元 量 (kg) 合計												
	単価 (円/kg)												
	出荷販売 額合計 (円)												

「越前おおの里の恵み」認証事項変更承認申請書

一般財団法人 越前おおの農林樂舎 理事長 下河 育太 様

平成 年 月 日

「越前おおの里の恵み」認証制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり認証内容の変更を報告します。

認証日	平成	年	月	目		
品目名						
変更事項						
変更前内容						
変更後内容						
変更理由						
認証の継続	認証基準は	Z	-	適合	不適合	

圃 場 位 置 図

生産者名	作物名	認証区分	圃場番号・圃場の所在地		
					/
					'
			さけ 各々の地番が分かろように	2	

注1) 複数の圃場をまとめて記載する場合は、各々の地番が分かるようにする。

注2) 自宅と圃場を明記する。